

浜松市事案の詳細環境調査(掘削確認調査)等の結果について

- 平成 15 年に「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応方針について」(平成 15 年 6 月 6 日閣議了解)に基づき環境省が実施した「昭和 48 年の『旧軍毒ガス弾等の全国調査』フォローアップ調査」において、昭和 25 年 9 月以降(浜名湖掃海後)に、旧軍の毒ガス入りと思われるドラム缶を 3～5 名の人物が浜松市呉松町の松林内に埋設している現場を目撃した、との情報が寄せられた。
- 環境省は、「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」(平成 15 年 12 月 16 日閣議決定)に基づき、情報に関する事実関係を確認するため、現地周辺の情報収集を行うとともに、平成 17 年度・平成 18 年度に環境調査を実施した。その結果は下記のとおりであり、埋設情報と概ね合致する検知点を確認した。
 - 【物理探査】：埋設情報のあった一帯において、物理探査を実施した結果、埋設情報と概ね合致する検知点を確認。
 - 【大気(表層ガス)調査】：検知点直上における表層ガスを調査した結果、毒ガス成分は検出されず。
 - 【土壌調査】：検知点周囲 4 か所及び検知点直上の土壌を調査した結果、毒ガス成分は検出されず。
- これを受けて、平成 19 年 8 月 8 日、物理探査検知点における掘削確認調査を実施し、その結果、旧日本軍のきい剤運搬貯蔵容器(甲型、硫黄マスタード用)と推定されるドラム缶(直径約 47cm、高さ約 74cm、重量 57.9kg) 1 個を回収したが、内容物は存在しなかった。(資料 6－参考 1 (記者発表資料) 参照)
- なお、ドラム缶の内壁に付着していた物質を回収し、分析を行ったが、毒ガス成分(硫黄マスタード(イペリット)、ルイサイト)等の検出はなかった。(資料 6－参考 2 (記者発表資料) 参照)
- このため、当該ドラム缶については、適正に処分し、現場については、9 月末までに原状回復を完了した。

静岡県浜松市の事案に係る掘削調査結果について

平成19年8月8日（水）

環境省環境保健部環境安全課環境リスク評価室

t e l : 0 3 (3 5 8 1) 3 3 5 1

室 長 森下 哲（内線6340）

室 長 補 佐 菊池 圭一（内線6344）

室 長 補 佐 筒井 誠二（内線6341）

静岡県県民部環境局生活環境室

t e l : 0 5 4 (2 2 1) 2 2 5 5

室 長 杉山 文人

主 幹 大石 雅樹

浜松市環境部環境保全課

t e l : 0 5 3 (4 5 3) 6 1 4 4

課 長 高井 典男

水環境保全グループ長 鈴木 道彦

「現在の浜松市内において、昭和20年代（昭和25年9月以降）に旧日本軍の毒ガス入りと思われるドラム缶を埋設している現場を目撃した」との証言情報が寄せられた事案については、平成17年度に、環境省が静岡県及び浜松市と連携して、物理探査による埋設物の有無の確認を行い、証言情報に概ね合致する検知点を確認したところです。

本日、環境省が、静岡県及び浜松市と連携し、関係省庁及び専門家の協力を得て、当該検知点において掘削確認調査を実施したところ、旧日本軍のきい剤入り容器と推定されるドラム缶（直径約47cm、高さ約74cm、重量57.9kg）（注：きい剤入り容器の重量は空の状態では約50kg）が1個発見されました。このため、直ちに当該ドラム缶の回収及び密閉容器への収納・密閉の措置を講じました。なお、ドラム缶の外側や掘削現場について毒ガス成分検知を行いました。検知はありませんでした。

環境省では、今後、発見されたドラム缶の内容物についての確認を行い、その結果、毒ガス成分が確認された場合には、必要な手続きを経た上で、現地において無害化処理を実施することとしています。

(別紙：浜松市で発見されたドラム缶の写真)



静岡県浜松市で発見された小型ドラム缶内部付着物の分析結果について

平成19年8月10日（金）

環境省環境保健部環境安全課環境リスク評価室

t e l : 0 3 (3 5 8 1) 3 3 5 1

室 長 森下 哲（内線6340）

室 長 補 佐 菊池 圭一（内線6344）

室 長 補 佐 筒井 誠二（内線6341）

静岡県県民部環境局生活環境室

t e l : 0 5 4 (2 2 1) 2 2 5 5

室 長 杉山 文人

主 幹 大石 雅樹

浜松市環境部環境保全課

t e l : 0 5 3 (4 5 3) 6 1 4 4

課 長 高井 典男

水環境保全グループ長 鈴木 道彦

「現在の浜松市内において、昭和20年代（昭和25年9月以降）に旧日本軍の毒ガス入りと思われるドラム缶を埋設している現場を目撃した」との証言情報が、環境省に寄せられた標記事案については、8月8日に実施した掘削確認調査において、旧日本軍のきい剤運搬貯蔵容器（甲型、硫黄マスタード用）と推定されるドラム缶が発見され、直ちに当該ドラム缶の回収及び密閉容器への収納・密閉の措置を講じたところです。

収納・密閉措置の後、当該ドラム缶の内容物の採取を実施したところ、ドラム缶内には毒ガス成分が確認されなかったため、当該ドラム缶の内壁に付着した物質を採取、分析を行いました。

その結果、当該付着物質からの毒ガス成分の検出はありませんでした。

環境省では、今後、発見された缶の適切な処理、必要な原状回復等を着実に進めていくこととしています。

(参考)

○ドラム缶の内壁に付着していた物質



○ 分析方法、対象物質

ガスクロマトグラフ質量分析法 (GC—MS法)

分析対象物質：硫黄マスタード (イペリット)、ルイサイト

○ 分析結果

硫黄マスタード (イペリット)、ルイサイトともに検出なし